

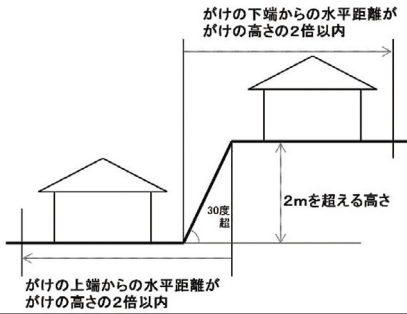
防災

減災

住宅・空き家を 災害から守りましょう

◎問い合わせ先 役場景観推進課建設係 ☎ (86) 1136 [直通]

(参考) 「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、かつ、その高さが2mを超えるもので、その区域は「がけ」の高さの2倍以内の範囲です。(下図参照)



がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地近接等危険住宅移転事業とは、がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている住宅を、安全な場所に移転するため、国と県および町が移転者に危険住宅の除去などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する経費(金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額)に対して補助金を交付する制度です。

▽補助の内容

①危険住宅の撤去および移転 (上限80万2千円)

②危険住宅に代わる住宅の建設などは、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額(上限72万7千円)

▽対象

①災害危険区域

②県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域

③土砂災害特別警戒区域

▽その他

①危険住宅居住者の親族が居住者のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。

②危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり親族の住宅に同居する場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去は対象となりません。

危険空家等解体撤去事業

倒壊の恐れがあるなどの危険な空き家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家などの解体工事の費用の一部を補助します。

○補助金額

解体撤去工事に掛かる費用の8割以内の額

○条件

- ・公共事業などの補償の対象となっていないこと
- ・火災を原因とするものではないこと
- ・町税の滞納がないこと
- ・その他要綱に定める基準を満たすこと

○募集期日 8月30日

○注意事項

- ・前年度申請済みの中から予算の範囲内で実施します。
 - ・申請しても必ず実施されるわけではありません。
- ※詳細は問い合わせください。

木造住宅耐震改修工事補助金

地震に対する安心・安全な町づくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・改修工事費用の補助制度があります。

○対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された現在居住している木造住宅

○補助限度額

- ・耐震診断 6万円
- ・耐震改修工事 30万円

(耐震診断で補強の必要ありと診断されたものに限る)
※詳細は問い合わせください。